

湧別町保健医療福祉協議会 子育て部会（令和4年度第1回）

期日 令和5年3月23日（木） 午後3時00分～

場所 湧別町文化センターTOM 1階研修室

1 開会

2 案件

（1）報告第1号

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画実施状況について

（2）協議第1号

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画の変更について

3 その他

4 閉会

出欠

高桑 委員長	平野 副委員長	西川 委員	後藤 委員	平形 委員	小幡 委員	古川 委員	神尾 委員	檜山 委員

湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則 抄

(平成 26 年規則第 21 号)

(組織)

第 4 条 部会は、条例第 3 条に規定する委員及び条例第 5 条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に係る者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第 5 条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

報告第1号

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

第2期湧別町子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の実施状況について、計画第7章の1（1）及び同章の2（1）に定めるところにより、次のとおり報告する。

記

別紙のとおり

令和5年3月23日提出

湧別町長 刈 田 智 之

1 教育・保育施設の需要量及び確保方策に対する実績

(1) 「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対する確保方策の実績

(単位：人)

		令和元年度 の状況		令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度 ※上段は変更見込 ○ 内は変更前 R5・6も同じ		令和5年度	令和6年度
		提供 可能	利用 状況						
①	量の見込み	217	—	214	205	198		189	178
確 保 方 策	特定教育保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	345	180	380	380	266 (380)		266 (380)	266 (380)
	確認を受けない幼稚園	60	33	0	0	0		0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0		0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0		0	0
②	確保方策による確保量	405	213	380	380	266 (380)		266 (380)	266 (380)
A=②－①		188	—	166	175	68 (182)		77 (191)	88 (202)
③	その他	0	2	0	0	0		0	0
B=A+③		188	—	166	175	68 (182)		77 (191)	88 (202)
利用定員 (特定教育・ 保育施設) ※令和4年度 以降変更		上湧別保育所		90	90	認定こども園みのり	116	116	116
		中湧別保育所		90	90				
		湧別保育所		120	120	湧別認定こども園	105	105	105
		芭露保育所		45	45	芭露保育所	45	45	45
		みのり幼稚園		35	35				
		合 計		380	380	合 計	266	266	266
年度末提供実績 (特定教育・ 保育施設) ※令和4年度は 年度末 令和5年度は 年度当初 見込		上湧別保育所		35	37	認定こども園みのり	109	96	
		中湧別保育所		58	54				
		湧別保育所		70	67	湧別認定こども園	82	77	
		芭露保育所		26	24	芭露保育所	26	25	
		みのり幼稚園		34	34				
		広域		5	9	広域	9	5	
合 計		228	225	合 計	226	204			

(2) 「教育・保育の量の見込みと確保方策(認定区分別)」に対する 確保方策の実績

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	30	127	9	48	214	31	124	12	38	205
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策による確保量	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
A=②-①		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175
提供実績 年度末	上湧別保育所	—	27	—	8	35	—	26	—	11	37
	中湧別保育所	—	39	3	16	58	—	34	5	15	54
	湧別保育所	—	45	3	22	70	—	43	3	21	67
	芭露保育所	—	17	—	9	26	—	18	—	6	24
	みのり幼稚園	34	—	—	—	34	34	—	—	—	34
	広域	1	1	0	3	5	3	2	2	2	9
	合計	35	129	6	58	228	37	123	10	55	225

		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	23	124	12	39	198	19	113	12	45	189
確保方策	特定教育保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確保方策による確保量	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
A=②-①		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77
提供実績 年度末	認定こども園 みのり	18	60	3	28	109	15	55	0	26	96
	湧別認定こども園	7	53	6	16	82	4	54	1	18	77
	芭露保育所	—	16	—	10	26	—	18	—	7	25
	広域	5	2	1	1	9	2	1	0	2	5
	合計	30	130	10	56	226	21	125	1	51	198

※令和4年度は年度末実績見込み 令和5年度は年度当初見込み

2 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと国の内容に対する実績

(1) 利用者支援事業

子育て世代包括支援センターの実施状況

(単位：か所数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	2	1	1	1	1	1
② 確保方策	—	1	1	1	1	1
②－①	—	0	0	0	0	0
③提供実績	—	1	1	1		

※令和5年度以降も継続予定

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターの実施状況

子育て支援センターは、計画策定後、利用状況を鑑み、令和2年4月から中湧別保育所内1ヶ所で実施としたが、子育て支援センターを中湧別保育所保育室に改修する必要があったことから、令和3年1月より、湧別保育所で実施するよう変更した。

(単位：延べ利用組数(か所数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,286 (2か所)	4,376 (2か所)	4,044 (2か所)	4,078 (2か所)	4,409 (2か所)	4,343 (2か所)
②確保方策	—	4,376 (2か所)	4,044 (2か所)	4,078 (1か所)	4,409 (1か所)	4,343 (1か所)
②－①	—	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)	0 (0か所)
③提供実績	—	1,790 (2か所)	2,097 (1か所)	1,560 (1か所)		

※令和5年度以降も1か所で実施予定 令和4年度実績は作成日現在のもの

(3) 妊婦健康診査事業

受診の状況。

(単位：年間利用人数(受診回数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	34 (638回)	45 (630回)	45 (630回)	43 (602回)	43 (602回)	43 (602回)
②確保方策	—	45 (630回)	45 (630回)	43 (602回)	43 (602回)	43 (602回)
②－①	—	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)	0 (0回)
③受診実績	—	51 (561回)	39 (503回)			

※令和4年度は集計中。令和5年度以降も実施

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の実施状況

(単位：年間訪問人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	44	45	45	43	43	43
② 確保方策	—	45	45	43	43	43
②－①	—	0	0	0	0	0
③ 訪問実績	—	45	49			

※令和4年度は集計中。令和5年度以降も実施

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業の実施状況。要保護児童対策地域協議会の開催状況

(単位：支援した家庭の数(会議回数))

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 (1回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②確保方策	—	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②-①	—	0	0	0	0	0
③訪問実績 会議回数	—	2 (3回)	2 (1回)			

※令和4年度は集計中。令和5年度以降も実施

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)

①短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)：原則として7日以内
未実施。令和6年度以降実施に向け検討中。

(単位：年間延べ利用人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	52	52	52	52	52
②確保方策	—	0	52	52	52	52
②-①	—	△52	0	0	0	0
③実施状況	—	未実施				

※令和6年度以降の実施を検討

②夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)：平日の夜間または休日に不在又は緊急の場合
未実施。令和6年度以降実施に向け検討中。

(単位：年間延べ利用人数)

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	56	56	56	56	56
②確保方策	—	0	56	56	56	56
②-①	—	△56	0	0	0	0
③実施状況	—	未実施				

※令和5年度以降の実施を検討

①及び②の未実施の理由

新型コロナウイルス感染症の流行により委託先の確保が困難であったため。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

未実施。令和6年度以降実施に向け検討中。

- ① 基本事業：子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	250	250	250	250	250
②確保方策	—	0	250	250	250	250
②－①	—	△250	0	0	0	0
④ 実施状況	—	未実施				

令和6年度以降の実施を検討

- ② 病児・緊急対応強化事業：病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して①の基本事業に加えて実施する事業。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	168	168	168	168	168
②確保方策	—	0	168	168	168	168
②－①	—	△168	0	0	0	0
④ 実施状況	—	未実施				

令和6年度以降の実施を検討

①及び②の未実施の理由

新型コロナウイルス感染症の流行により委託先の確保が困難であったため。

(8) 一時保育事業

- ① 一時預かり事業（幼稚園型）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、主として幼稚園や認定こども園の教育認定を受けた子どもを対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、当該施設にて一時的に預かる事業。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(1) (1号認定)	—	150	150	150	150	150
量の見込み(2) (2号認定)	—	150	150	150	150	150
①量の見込み (1)+(2)	—	300	300	300	300	300
②確保方策	—	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)
②－①	—	0	0	0	0	0
③利用状況	—	174 (1か所)	721 (1か所)			

※令和4年度は集計中。令和5年度以降も実施予定。

- ② 一時預かり事業（一般型）：保護者の断続的・短時間就労等により、一時的に保育が必要な児童及び保護者の傷病等により、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育する事業。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	287 (2か所)	337	337	337	337	337
②確保方策	—	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)
②－①	—	2,563	2,563	2,563	2,563	2,563
③利用状況	—	326 (2か所)	317 (2か所)			

令和4年度は集計中。令和5年度以降も実施予定。

(9) 時間外保育事業（預かり保育事業）

○ 保育の必要性の認定（標準時間・短時間認定）を受けた児童について、通常の利用日における利用時間帯以外の時間において引き続き保育を実施する事業。

令和4年度から、認定こども園みのり、湧別認定こども園、芭露保育所で保育時間を午前7時30分から午後6時30分までの11時間とする。

（単位：年間実利用者数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	65 (4か所)	79	75	77	72	67
②確保方策	—	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (4か所)
②－①	—	21	25	23	28	33
③実施状況	—	113	118			

※令和4年度は集計中。令和5年以降も実施予定。

(1 0) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

○ 児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業並びに保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において、緊急的な対応を図る事業。

（単位：年間実利用者数）

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—)	168	168	168	168	168
②確保方策	—	0	0	0	0	0
②－①	—	△168	△168	△168	△168	△168
③実施状況	—	未実施				

令和6年度以降の実施を検討

(1 1) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

- 保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。

（単位：年間実利用者数（か所数））

		利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (低学年)	1年生	60 (2か所)	26	26	26	26	26
	2年生		19	19	19	19	19
	3年生		12	12	12	12	12
量の見込み (高学年)	4年生		5	5	5	5	5
	5年生		7	7	7	7	7
	6年生		8	8	8	8	8
①量の見込み(合計)		60 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)	77 (2か所)
②確保方策		—	80 (2か所)	80 (2か所)	80 (2か所)	80 (2か所)	80 (2か所)
① —①		—	3	3	3	3	3
③実施状況		—	49 (2か所)	76 (2か所)	79 (2か所)		

令和4年度は見込み。令和5年度以降も実施。

(1 2) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する経費などを助成する事業。

該当児童がある場合、補助を実施する。

令和2年度 実施なし。

令和3年度 実施なし。

令和4年度 実施見込みなし。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業。

必要に応じ対応について検討。

令和2年度 実施なし。

令和3年度 実施なし。

令和4年度 実施見込みなし。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 湧別町保健医療福祉協議会

本計画を着実に推進していくために、「湧別町保健医療福祉協議会」の「子育て部会」で、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、点検・評価などの継続的な取組を行います。また、必要に応じ計画の見直しなどを含めた検討も行います。

(2) 関係者の連携・協働

教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等、町と事業者、事業者間の連携・協働を推進します。

2 計画の点検・評価・改善

(1) 各年度における点検・評価

「量の見込み」「確保の内容」の双方について、認定の状況、施設・事業の利用状況、整備状況等を年度ごとに点検・評価を行います。

(2) 計画の見直し

中間年における計画の見直し 中間年を目安に、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

協議第 1 号

第 2 期湧別町子ども・子育て支援事業計画の変更について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 6 1 条第 7 項の規定により、第 2 期湧別町子ども・子育て支援事業計画の変更について協議する。

記

別紙のとおり

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

湧別町長 刈 田 智 之

提案理由

幼児教育・保育施設の利用定員に変更等により、教育・保育施設の確保方策等を変更するため、計画の変更について協議するものである。

子ども・子育て支援法 抄

(平成24年法律第65号)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2～6 略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。